

○国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱
規程の特例を定める規程

	平成13年	4月	1日	付け	13水研	第	83号
改正	平成13年	12月	14日	付け	13水研	第	1000号
改正	平成14年	11月	30日	付け	14水研	第	906号
改正	平成15年	10月	1日	付け	15水研	第	1046号
改正	平成17年	4月	1日	付け	16水研本	第	1627号
改正	平成18年	4月	1日	付け	17水研本	第	1935号
改正	平成26年	2月	17日	付け	25水研本	第	60213002号
改正	平成27年	4月	1日	付け	26水研本	第	70325001号
改正	平成28年	4月	1日	付け	28水機本	第	80401010号
改正	令和2年	12月	14日	付け	2水機本	第	20121101号
改正	令和7年	3月	7日	付け	6水機本	第	1152号

(目的)

第1条 この規程は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他国際約束を実施するため、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（13水研第65号。以下「契約規程」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定め、もって、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう
- (2) 特定役務 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう
- (3) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含む。）をいう

ただし、当該契約のうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る

- (4) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう
- (5) 経理責任者 国立研究開発法人水産研究・教育機構会計規程（平成13年水研第9号。以下「会計規程」という。）第7条第1項に規定する経理責任者をいう
- (6) 一般競争 会計規程第34条に規定する競争をいう
- (7) 指名競争 会計規程第35条に規定する競争をいう
- (8) 随意契約 会計規程第36条に規定する契約をいう
- (9) 役職員 役員（国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）第6条に規定する役員をいう。）、職員（国立研究開発法人水産研究・教育機構職員就業規則（17水研本第2030号）第2条に規定する職員をいう。）及び契約職員（国立研究開発法人水産研究・教育機構契約職員就業規則（17水研本第2031号）第2条に規定する契約職員をいう。）をいう

（適用範囲）

第3条 この規程は、機構の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価格を加えた額とし、その他の場合は、1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

- (1) 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (2) 特定役務のうち建設工事の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (4) 特定役務のうち前2号以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

2 前項の予定価格は、調達契約に関し、単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

(契約の方式)

第4条 経理責任者又は契約規程第4条の規定により事務を委任された者（以下「経理責任者等」という。）は、特定調達契約につき契約を締結する場合においては、第19条の規定により随意契約によることができる場合を除き、一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）に付きなければならない。

2 競争は、入札の方式をもって行う。

(参加のための条件)

第4条の2 経理責任者等は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を日本国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

(競争参加者の資格)

第5条 理事長は、特定調達契約につき競争に付そうとする場合は、当該競争を適正かつ合理的に行うため必要があると認められる事項に関し、当該競争に参加する者に必要な資格（以下「競争参加者資格」という。）を定めなければならない。

2 供給者登録制度（関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの）を維持する場合には、供給者がいつでも登録を申請することができることとし、かつ、理事長は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。

(資格審査の公示)

第6条 理事長は、前条第1項の規定に基づき競争参加者資格を定めた場合は、その基本事項、資格審査の申請時期及び方法等について、当該特定調達契約の締結が見込まれる事業年度（会計規程第4条第1項に規定する事業年度をいう。以下同じ。）ごとに官報により公示（以下「資格審査の公示」という。）しなければならない。

2 理事長は、前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 調達する物品等又は特定役務の種類

二 契約規程第9条に規定する資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(資格審査)

第7条 理事長は、資格審査の公示を行った後、当該公示に係る競争に参加しようとする者から資格審査の申請があった場合には、速やかにその者が競争参加資格を有するかどうかについて審査しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により資格審査を行った場合は、競争に参加する者の名簿を作成しなければならない。

(資格審査の申請時期)

第8条 資格審査の申請時期は、第6条に規定する資格審査の公示を行う日から25日以上としなければならない。ただし、この期間の経過後も資格審査の申請を随時に受理しなければならない。

(期間経過後における資格審査の申請等)

第9条 理事長は、前条ただし書の規定により資格審査の申請を受理した場合で、開札の日時までに資格審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

2 経理責任者等は、前項の資格審査の申請を行った者から入札書の提出があった場合で、開札の日時までに資格審査が終了しなかったときは、その入札書を返却しなければならない。

(一般競争の公告)

第10条 経理責任者等は、一般競争の方式により契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を官報により公告しなければならない。

(1) 契約を締結する機関名

(2) 競争入札に付する事項

(3) 契約の基本事項(一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付を含む。)

(4) 第5条第1項に規定する競争参加者資格に関する事項

(5) 契約条項を示す場所

(6) 競争執行の場所及び日時

(7) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(8) 第12条に規定する入札説明書その他契約に関して必要とされる文書の交付に関する事項

(9) 第17条に規定する落札者の決定方法

2 経理責任者等は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3 経理責任者等は、第1項の規定による公告をするときは、契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語を使用して記載しなければならない。

(1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 納入期限

(3) 納入場所

(4) 第5条第1項に規定する競争参加者資格

(5) 入札期日

(6) 経理責任者等の氏名及びその所属する部課の名称

4 経理責任者等は、第1項の規定による公告は、入札期日（あらかじめ競争参加者資格を審査せず、一般競争の公告後において競争参加者資格を審査する場合にあっては、当該審査の申請書を受理する最終期日）の前日から起算して少なくとも40日前の日までにこれをしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

一 次に掲げる事項について、第1項の規定による公告（以下「一般競争公告」という。）を行う日の前日から起算して1年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合 10日

イ 調達の内容

ロ 入札期日として予定する日付

ハ 調達に関心を有する者は、経理責任者等に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと

ニ 第12条に規定する入札説明書その他契約に関して必要とされる文書を交付する場所

ホ 第1項各号及び前項各号に掲げる事項（この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。）

二 特定調達契約の締結までに急を要する場合 10日

三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 40日から、5日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数

イ 一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）第5条の規定により発行される官報により行う場合

ロ 第12条に規定する入札説明書その他契約に関して必要とされる文書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子情報処理組織（機構の使用にかかる電子計算機と手続等を行なう者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用して行う場合

四 特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、機構以外の者により通常行われる取引（物品等の取引にあっては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合（前号イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する場合に限る。） 13日

5 経理責任者等は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項の規定による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

（指名競争の公示）

第11条 前条第1項から第4項までの規定は、経理責任者等が指名競争の方式により契約を締結しようとする場合について準用する。この場合において、同条第1項から第3項まで中「公告」とあるのは「公示」と、第4項中「公告は」とあるのは「公示は」と、同項第1号中「公告（以下「一般競争公告」）」とあるのは「公示（以下「指名競争公示」）」と、同項第3号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と読み替えるものとする。

2 経理責任者等は、指名競争契約の方式により契約を締結しようとするときは、前項において読み替えて準用する前条第1項の規定により公示をするものとされている事項のほか、指名されるために必要な要件を官報により公示しなければならない。

3 契約規程第26条の規定により指名される者に対しては、第1項において読み替えて準用する前条第1項の規定による公示の日に次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 前条第1項第2号及び第5号から第7号までに掲げる事項
- (2) 一連の調達契約にあっては、前条第1項第3号に掲げる事項
- (3) 契約の手続において使用する言語
(技術仕様)

第11条の2 経理責任者等は、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

- (1) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
- (2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

2 経理責任者等は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

第12条 経理責任者等は、特定調達契約につき競争に付そうとする場合は、競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付しなければならない。

- (1) 第10条第1項各号に掲げる事項(ただし、入札説明書の交付に関する事項を除く。)
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 経理責任者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- (5) その他必要な事項

(入札の原則)

第13条 経理責任者等は、特定調達契約の入札については、書面をもって、直接に又は郵便により行わせなければならない。

(入札書の引換等の禁止)

第14条 入札者は、特定調達契約につき入札を行う場合において、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

(入札の無効)

第15条 削除

(開札)

第16条 経理責任者等は、公告又は公示において示した開札の日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係ない役職員を立ち会わせなければならない。

(入札金額についての確認)

第16条の2 経理責任者等は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

(落札者の決定方法)

第17条 特定調達契約につき競争に付した場合における落札者は、価格又はその他の条件が最も有利なものをもって入札を行った者とする。ただし、需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とするることができる。この場合において、最終の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。

(落札者の決定に関する通知等)

第18条 経理責任者等は、特定調達契約につき落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知しなければならない。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由)を当該請求を行った入札者に通知しなければならない。

(随意契約によることができる場合)

第19条 特定調達契約につき随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合に限る。

- (1) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札をしても落札者がいないとき並びに落札者が契約を結ばないとき又は行われた入札がなれあいによるものであるとき若しくは入札に関する条件に合致していないものであるとき
- (2) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき
- (3) 既に調達をした物品等(以下この号において「既調達物品等」という。)の交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であつて、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき

- (4) 機構の委託に基づく研究開発の結果、製造された試作品等の調達をするとき
- (5) 既に契約を締結した建設工事（改正協定の附属書 I 日本国の付表 5 に掲げる建設工事をいう。以下この号及び次号において同じ。）（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならない追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が 2 以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の 100 分の 50 以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき
- (6) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき（ただし、既契約工事の調達契約が第 5 条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第 10 条の公告又は第 11 条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。）
- (7) 緊急の必要により競争に付することができないとき
- (8) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき
- (9) 障害者就労施設等から直接に物品等を買入れ若しくは借り入れ、又は障害者就労施設等から役務の提供を受けるとき（物品等の買入れ又は借入れの場合にあつては、当該物品等を障害者就労施設等が生産する場合に限る。）

（競争契約に関する記録）

第 20 条 経理責任者等は、特定調達契約につき競争により落札者を決定したときは、次の各号に掲げる事項について記録を作成し、保管しなければならない。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- (2) 入札者の申込みに係る価格
- (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定理由

(4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由

(5) 第9条第1項の規定により通知した場合には、当該通知に関する事項

(6) その他必要な事項

(随意契約に関する記録)

第21条 経理責任者等は、特定調達契約につき随意契約によった場合は、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管しなければならない。

(落札情報の公示)

第22条 経理責任者等は、特定調達契約につき競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、次の各号に掲げる事項をその日の翌日から起算して72日以内に、官報により公示しなければならない。

(1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 契約を締結する者の氏名並びに機関名及び所在地

(3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

(4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

(5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額

(6) 契約の相手方を決定した手続

(7) 第10条の公告を行った日又は第11条の公示を行った日

(8) 随意契約による場合にはその理由

(9) その他必要な事項

(苦情の処理)

第23条 経理責任者等は、その者に係る特定調達契約につき当該特定調達契約の競争(随意契約を含む。以下この項において同じ。)に参加した者又は競争に参加できる資格を有する者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理をしなければならない。

2 経理責任者等は、前項の規定により特定調達契約に係る苦情を処理した場合には、当該苦情の内容及び苦情の処理経過等を理事長に報告しなければならない。

(特定調達契約に関する統計)

第24条 経理責任者は、農林水産省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、農林水産省に送付するものとする。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、特定調達契約に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則[平成13年12月14日付け13水研第1000号]

この規程は、平成13年9月5日から施行する。

附 則[平成14年11月30日付け14水研第906号]

この規程は、平成14年11月30日から施行する。

附 則 [平成15年10月1日付け15水研第1046号]

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 [平成17年4月1日付け16水研本第1627号]

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 [平成18年4月1日付け17水研本第1935号]

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 [平成26年2月17日付け25水研本第60213002号]

この規程は、平成26年2月17日から施行する。

附 則 [平成27年4月1日付け26水研本第70325001号]

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 1 この規程は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則 [平成28年4月1日付け28水機本第80401010号]

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 [令和2年12月14日付け2水機本第20121101号]

- 1 この規程は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則 [令和7年3月7日付け6水機本第1152号]

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年3月7日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務は、この規程による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程の特例を定める規程（次項において「新規程」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日から官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）の施行の日（令和7年4月1日）の前日までの間における新規程第10条第4項第3号イ（新規程第11条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号イ中「を官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）第5条の規定により発行される官報により行う場合」とあるのは、「と併せて、独立行政法人国立印刷局が、第1項各号及び前項各号に掲げる事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く場合」とする。